

## ○藤学園公益通報等に関する規程

制 定—2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

最新改正—2012（平成 24）年 4 月 1 日施行

（目的）

第 1 条 この規程は、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づき、学校法人藤学園（以下「本学園」という。）が設置する学校等の業務に関し、法令、又は学校法人藤学園寄附行為若しくは諸規程に違反する行為、または、その恐れがある行為（以下「法令違反行為」という。）が現に生じ、又はまさに生じようとしている場合において、その発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって本学園の健全な発展に資することを目的とする。

（窓口）

第 2 条 本学園は、法令違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）に応じるため、法人事務局に窓口を設置する。

（公益通報者）

第 3 条 本学園と雇用関係にある教職員のほか、本学園への派遣労働者及び本学園と契約に基づいて本学園においてその業務を遂行する者（以下「職員等」という。）は、前条に基づき設置された窓口において、公益通報等を行うことができる。

（公益通報等の方法）

第 4 条 公益通報等は、電子メール、ファクシミリ、書面、電話及び面談で行うことができる。

（禁止事項）

第 5 条 職員等は、虚偽の通報や不正の利益を得る目的、本学園又は第三者に損害を与える目的、その他の不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

（公益通報等への対応）

第 6 条 法人事務局は、職員等から公益通報等があった場合、その内容に応じて、速やかに調査を開始するとともに適切に対応しなければならない。

（調査の開始）

第 7 条 職員等から公益通報等を受けた場合は、遅滞なくその内容を理事長に報告しなければならない。ただし、公益通報等を行った職員等本人の同意がない場合は、当該本人を特定する情報を除くものとする。

2 理事長は、前項の報告に基づいて、あらかじめ理事長が指名する職員で組織する内部調査チームを設置し、その調査を開始しなければならない。ただし、公益通報等された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

3 内部調査チームは、前項の定めにより調査を開始する場合は、公益通報等を行った当該職員等に対し、その旨を通知しなければならない。

（調査の実施）

第 8 条 内部調査チームは、公益通報等された事実について、書類審査、実地調査、報告及び

説明の聴取など適切な方法により調査を行うこと。

2 内部調査チームは、調査対象部門の責任者及び調査対象者に対し、調査実施のために必要な関係書類の提出、又は事実の報告及び説明等を求めることができる。

3 調査対象部門の責任者及び調査対象者は、前項の請求があった場合は、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 内部調査チームのメンバーは、その職務の遂行にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 通報者及び第三者の権利または利益を侵害しないこと。

(2) 調査対象部門や調査対象者の業務に重大な支障を与えないこと。

(3) 常に公平普遍の態度を保持し、全て事実に基づいた調査を実施すること。

(4) 公益通報等を行った職員等個人を特定する情報について、本人の同意がある場合を除き、その秘密を保持すること。

(5) 職務上知り得た事実を正当な理由なく漏洩してはならない。

2 内部調査チームのメンバーは、その職を離れた場合であっても前項(4)及び(5)に定める事項を遵守しなければならない。

(調査状況の報告等)

第10条 内部調査チームは、調査を開始した後、適時その進捗状況を理事長に報告するとともに、調査終了後、直ちに、その結果を理事長に報告しなければならない。

2 理事長は、法令違反行為の存在が確認された場合は、遅滞なくその是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

3 理事長は、前項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る法令違反行為に関する通報等を行った職員等に対し、その措置状況を通知しなければならない。

(不当利益取扱いの禁止)

第11条 本学園は、職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、解雇、減給、降格その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、職員等が不正の目的を持って公益通報等を行った場合は、この限りではない。

2 職員等は、他の職員等が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員等に対し、不利益な取り扱いを行ってはならない。

(軽減措置)

第12条 法令違反行為に関与していた職員等が、当該事案に関する調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員の処分を免除し、又はその程度を軽減することができる。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て理事長が行う。

附則

この規程は、2012年4月1日から施行する。